

第6 労働組合の資格審査

1 労働組合の資格審査とは

労働組合は、自主的に組織され、民主的に運営されるものです。そのため、労働組合を結成しても、どこにも届出る必要はありません。

ただし、次の場合には、労働組合法で定められた一定の資格要件を備えた労働組合であるかどうか、労働委員会による資格審査を受けなければなりません。

- ① 労働組合が労働委員会の労働者委員の候補者を推薦する場合
- ② 労働組合が不当労働行為の救済を申立てる場合
- ③ 労働組合が労働協約の一定地域の労働者への拡張適用を申立てる場合
- ④ 労働組合が法人登記をするために資格証明書の交付を受けようとする場合
- ⑤ 労働組合が職業安定法で決められている無料の職業紹介事業、無料の労働者供給事業の許可申請を行う場合

資格審査は、このような手続を行う場合に、その都度改めて行うことになっています。

2 資格審査の基準（資格要件）

資格審査は、「自主的な労働組合といえるかどうか（労働組合法第2条）」と「民主的な労働組合といえるかどうか（労働組合法第5条第2項）」の二点について、次の基準に基づいて行われます。

(1) 自主性の要件（第2条）

自主的な労働組合であるというためには、労働組合法第2条に定められている次の要件を満たしていなければなりません。

- ① 労働者が主体となって自主的に組織していること。
- ② 労働条件の維持改善及び経済的地位の向上を主な目的としていること。
- ③ 使用者の利益を代表する者が加入していないこと。
- ④ 使用者から組織運営のための経費援助を受けていないこと。
- ⑤ 共済事業や福利事業のみを目的としていないこと。
- ⑥ 政治運動や社会運動を主な目的としていないこと。

(2) 民主性の要件（第5条第2項）

民主的な労働組合であるというためには、労働組合法第5条第2項で定められている次の規定が組合規約に含まれていなければなりません。

- ① 組合の名称
- ② 組合の主たる事務所の所在地
- ③ 組合員の均等取扱い

単位労働組合の場合には、組合員は、その労働組合のすべての問題に参加する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有すること。

④ 組合員の資格

何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われないこと。

※ ただし、単位組合を構成員とし、直接個々の組合員によって構成されていない

連合団体である労働組合の場合には、その規約にこの規定が含まれていなくても問題ありません。

⑤ 組合の役員

単位労働組合の役員は、組合員の直接無記名投票によって選挙されること。

連合団体である労働組合又は全国的規模を持つ労働組合の役員は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票によって選挙されること。

⑥ 組合の総会（大会）

総会は、少なくとも毎年1回開催すること。

⑦ 会計報告

すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人（公認会計士など）による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年1回組合員に公表されること。

⑧ 同盟罷業（ストライキ）

同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。

⑨ 組合規約の改正

単位労働組合の規約は、組合員の直接無記名投票による過半数の支持がなければ改正しないこと。

連合団体である労働組合又は全国的規模を持つ労働組合の規約は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票による過半数の支持がなければ改正しないこと。

3 資格審査の手続

資格審査が必要となったとき、労働組合は、労働委員会に資格審査申請を行います。

労働委員会は、申請に基づいて、その労働組合が資格要件を満たしているかどうかを審査して、労働組合法に適合しているか否かを決定します。

(1) 申 請

資格審査の申請は、**申請書**と立証資料を当委員会事務局に提出して行われます。

立証のために提出すべき資料は、次のとおりです。

- ・ 組合規約
- ・ 労働協約
- ・ 組合の会計関係書類
- ・ 組合役員名簿
- ・ 非組合員の範囲一覧表
- ・ 組合の組織一覧表
- ・ 経費援助などに関する使用者の証明書
- ・ その他参考資料

(2) 審 査

申請がされると、当委員会では、通常、まず事務局職員が立証資料などの内容について調査を行い、必要に応じて、労働組合から不明確な点について聴き取りを行ったり、新た

な資料の提出を求めたりしています。

その後、公益委員会議において、提出された立証資料により審査を行い、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合しているかどうかを決定します。

(3) 決 定

公益委員会議での決定に基づいて、適合又は不適合との決定書が作成され、その写しが労働組合に交付されます。

労働者委員候補者の推薦や法人登記のための申請であった場合には、決定書の写しに代えて、適合する旨の証明書が交付されます。

当委員会では、通常、決定書の写し、証明書とも、労働組合に直接手渡して交付しています。

なお、労働組合法の規定に適合しない場合でも、直ちに不適合と決定せずに、労働組合に対して、一定の期間を定めて、不適合な部分を補正するよう勧告することがあります（補正勧告）。

この場合には、期間内に労働組合が指摘された不適合な部分を補正すれば、再度の審査を経て、適合と決定されます。

(4) 決定に不服の場合

不適合の決定に不服のある労働組合は、決定書の写しが交付された日から15日以内に、中央労働委員会に対して、再審査の申立てをすることができます。